

○第五次行政改革大綱（素案）と第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針との比較

第五次行政改革大綱（素案）	第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針
<p><b>第1章 総論</b></p> <p><b>第1 行政改革の基本的事項</b></p> <p>1 行政改革大綱及び同推進計画</p> <p>(1) 行政改革大綱の策定趣旨</p> <p>行政改革大綱は、本市が取り組むべき行政改革の基本理念及び基本方針を定め、長期総合計画に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、中・長期的な行財政運営のあり方を示すものである。</p> <p>(2) 行政改革大綱の推進期間</p> <p>行政改革大綱の推進期間は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5年間とする。</p> <p>ただし、推進期間内においても、本市の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、適切に見直しを行うものとする。</p> <p>(3) 行政改革大綱推進計画</p> <p>行政改革大綱を踏まえて行政改革を具体的かつ計画的に推進するため、推進内容及び時期等の方策を明らかにした行政改革大綱推進計画を策定するものとし、その推進状況に基づき毎年度見直しを図っていく。</p>	<p><b>第3 行政改革の推進</b></p> <p>1 行政改革大綱の策定</p> <p>(1) 策定趣旨</p> <p>行政改革大綱は、本市が取り組むべき行政改革の基本理念及び基本方針を定め、長期総合計画に掲げる政策の実現を支える行政改革の指針として、中・長期的な行財政運営のあり方を示すものである。</p> <p>なお、行政改革大綱推進計画は、行政改革大綱を踏まえて行政改革を具体的かつ計画的に推進するため、推進内容及び時期等の方策を定めるものであり、その推進状況に基づき毎年度見直しを図っていく。</p> <p>(2) 推進期間</p> <p>行政改革大綱の推進期間は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5年間とする。</p> <p>ただし、推進期間内においても、本市の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、適切に見直しを行うものとする。</p> <p>(3) 策定時期</p> <p>平成23年3月（目途）</p> <p>(4) 策定体制</p> <p>行政改革大綱の策定に当たっては、行政改革本部の下に複数の専門部会を設置し、本市の行財政運営のあり方や行政改革の方策について専門的に調査検討するとともに、有識者及び公共的団体</p>

第五次行政改革大綱（素案）	第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針
<p>2 行政改革の推進体制</p> <p>3 目標の数値化・具体化</p> <p>4 <b>推進状況</b>の公表等</p> <p>行政改革大綱の推進状況に基づき、毎年度、行政改革大綱推進計画の見直しを行うとともに、行政改革大綱に基づく成果等について、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表する。</p>	<p>の代表者等で構成された行財政運営懇談会において本市の行財政に係る課題を総合的見地から調査検討する。</p> <p>2 行政改革の推進体制</p> <p>3 目標の数値化・具体化</p> <p>4 <b>行政改革大綱</b>の公表等</p> <p>行政改革大綱の策定過程について、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表し、市民からの意見を行政改革大綱に反映させる。</p> <p>また、行政改革大綱の推進状況に基づき、毎年度、行政改革大綱推進計画の見直しを行うとともに、行政改革大綱に基づく成果等について、市報、ホームページ等を通じて市民に分かりやすく公表する。</p>
<p><b>第2 行政改革の背景と必要性</b></p> <p>1 社会経済情勢の変化</p> <p>我が国は、少子高齢化の急速な進展に伴い、平成17年には出生数から死亡数を引いた人口の自然増減数が初めて減少し、その後、平成20年から連続して人口の減少が続くなど、本格的な人口減少時代の到来を迎えた。本市の場合、人口は微増で推移しているが、高齢化率は平成23年1月現在20.6%であり、超高齢社会と呼ばれる水準に達しようとしている。このため、将来的に高齢者関係の</p>	<p><b>第1 行政改革の背景と必要性</b></p> <p>1 社会経済情勢の変化</p> <p>我が国は、少子高齢化の急速な進展に伴い、平成17年には出生数から死亡数を引いた人口の自然増減数が初めて減少し、その後、平成20年から連続して人口の減少が続くなど、本格的な人口減少時代の到来を迎えた。本市の場合、人口は微増で推移しているが、高齢化率は平成22年1月現在20.2%であり、超高齢社会と呼ばれる水準に達しようとしている。このため、将来的に高齢者関係の</p>

第五次行政改革大綱（素案）	第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針
<p>社会保障給付費の増加や労働力人口の減少に伴う市税収入への影響が予測され、少子高齢社会・人口減少社会を見据えた行政運営が必要である。</p> <p>また、平成20年9月のアメリカ大手投資銀行の破たん（いわゆるリーマン・ショック）を契機に深刻化した世界的な金融危機は、日本経済にも大きな打撃を与えた。今日、海外経済の改善を起点として、景気は緩やかに回復しつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。市民生活への影響も深刻であり、各分野でセーフティネットの充実が求められている。</p> <p><b>2 地方分権の進展</b></p> <p><b>3 公共サービス提供主体の多様化</b></p> <p>少子高齢化や高度情報化の進展、環境問題に対する危機意識等を背景に、市民の価値観や生活様式は大きく変化している。それに伴い、市民需要もますます複雑多様化しており、行政のみでこれに対応していくことは、質的にも量的にも限界がある。</p> <p>近年、公共サービスの各分野で、NPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体や企業による活動が活発化し、制度面でも平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されるなど、民間開放の動きが加速している。</p> <p>そこで、本市においても、補完性の原理を基本として、これまで行政が提供してきた公共サービスを改めて検証し、柔軟に対応していくことが必要であり、<b>多様な</b>主体による公共サービスの提供に向</p>	<p>社会保障給付費の増加や労働力人口の減少に伴う市税収入への影響が予測され、少子高齢社会・人口減少社会を見据えた行政運営が必要である。</p> <p>また、平成20年9月のアメリカ大手投資銀行の破たん（いわゆるリーマン・ショック）を契機に深刻化した世界的な金融危機は、日本経済にも大きな打撃を与えた。今日、海外経済の改善を起点として、景気は緩やかに回復しつつあるが、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。市民生活への影響も深刻であり、各分野でセーフティネットの充実が求められている。</p> <p><b>2 地方分権の進展</b></p> <p><b>3 公共サービスの多元化</b></p> <p>少子高齢化や高度情報化の進展、環境問題に対する危機意識等を背景に、市民の価値観や生活様式は大きく変化している。それに伴い、市民需要もますます複雑多様化しており、行政のみでこれに対応していくことは、質的にも量的にも限界がある。</p> <p>近年、公共サービスの各分野で、NPO法人、ボランティア団体等の市民活動団体や企業による活動が活発化し、制度面でも平成15年の地方自治法の改正により指定管理者制度が創設されるなど、民間開放の動きが加速している。</p> <p>そこで、本市においても、補完性の原理を基本として、これまで行政が提供してきた公共サービスを改めて検証し、柔軟に対応していくことが必要であり、<b>多面的な</b>主体による公共サービスの提供に</p>

第五次行政改革大綱（素案）	第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針
けて、地域経営の観点から、市民との協働、民間活力の導入等の取組を進めていくことが求められている。	向けて、地域経営の観点から、市民との協働、民間活力の導入等の取組を進めていくことが求められている。
4 ICT（情報通信技術）の発展	4 ICT（情報通信技術）の発展
5 厳しい財政状況への対応	5 厳しい財政状況
6 組織活力の維持向上	6 組織活力の維持向上
<b>第3章 行政改革の基本的な考え方</b>	<b>第2章 行政改革の基本的な考え方</b>
1 行政改革の基本理念	1 行政改革の基本理念
2 行政改革の視点	2 行政改革の視点
(1) 市民満足度の向上	(1) 市民満足度の追求
(2) 適切な役割分担及び連携	(2) 適切な役割分担及び連携
(3) 説明責任の徹底	(3) 説明責任の確保
(4) 経営資源の有効活用	(4) 経営資源の有効活用
(5) 安定性及び持続可能性の確保	(5) 安定性及び持続可能性の確保
3 行政改革の基本方針	3 行政改革の基本方針
<b>第2章 行政改革の推進体系及び推進項目一覧</b>	<b>4 行政改革の体系</b> 行政改革の基本方針を柱とした推進項目の体系について、おおむね次のとおり想定する。
<b>第3章 行政改革の推進項目</b>	

第五次行政改革大綱（素案）	第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針
<p><b>【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）</b></p>	<p><b>(1) 最適な行政サービスの創造（質的改革）</b></p>
<p><b>【改革の柱②】自立的な行財政基盤の確立（量的改革）</b></p>	<p><b>(2) 自立的な行財政基盤の確立（量的改革）</b></p>
<p><b>第1 業務改善の推進</b></p>	<p><b>ア 業務改善の推進</b></p>
<p>限られた経営資源を最大限に活用する観点から、行政内部の意思決定や管理事務の簡素化を図るとともに、少子高齢化の進展、学校施設をはじめとする社会基盤の老朽化による更新需要の増大等の中・長期的な傾向を的確に把握しながら事業の選択と重点化を図り、継続的な実施が困難な事業については早期に廃止を含めた見直しを行うなど、将来世代に責任を持つ行財政運営を推進する。</p>	<p>限られた経営資源を最大限に活用する観点から、行政内部の意思決定や管理事務の簡素化を図るとともに、少子高齢化の進展、学校施設をはじめとする社会基盤の老朽化による更新需要の増大等の中・長期的な傾向を的確に把握しながら事業の選択と重点化を図り、継続的な実施が困難な事業については早期に廃止を含めた見直しを行うなど、将来世代に責任を持つ行財政運営を推進する。</p>
<p>また、経済性や効率性ととともに行政責任の確保、秘密保持等の多角的な観点から民間活力の導入を検討し、これを積極的に推進することで、経費の節減及びサービスの向上を目指す。</p>	<p>また、経済性や効率性ととともに行政責任の確保、秘密保持等の多角的な観点から検討しながら民間活力を積極的に導入し、経費の節減及びサービスの向上を目指す。</p>
<p></p>	<p>（庁内分権の推進、事務事業の見直し、民間委託の推進など）</p>
<p><b>第2 公共施設の効率的な管理運営</b></p>	<p><b>イ 公共施設の効率的な管理運営</b></p>
<p></p>	<p></p>
<p><b>第3 持続可能な財政基盤の構築</b></p>	<p><b>ウ 持続可能な財政基盤の構築</b></p>
<p>分権型社会に対応できる財政基盤を構築するため、補助金等の適正化、公共工事の効率的な執行、特別会計繰出金の抑制等により歳出全般の効率化及び財源配分の重点化を図る。</p>	<p>分権型社会に対応できる財政基盤を構築するため、補助金等の適正化、公共工事の効率的な執行、特別会計繰出金の抑制等により歳出全般の効率化及び財源配分の重点化を図る。</p>
<p>また、厳しい財政運営が予想される中で、歳出の見直しと併せて、市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化、市有財産の有効活用</p>	<p>また、厳しい財政運営が予想される中で、歳出の適正な執行と併せて、市税等の収納率の向上や受益者負担の適正化、市有</p>

第五次行政改革大綱（素案）	第五次行政改革大綱の策定に関する基本方針
<p data-bbox="190 228 786 256">など、自主財源の確保に積極的に取り組む。</p> <p data-bbox="159 379 557 408"><b>第4 業務執行体制の整備</b></p> <p data-bbox="159 477 259 505"><b>資料編</b></p> <p data-bbox="159 528 591 557"><b>第1 行政改革大綱の策定経過</b></p> <p data-bbox="159 628 376 657"><b>第2 参考資料</b></p> <p data-bbox="159 729 376 758"><b>第3 用語解説</b></p>	<p data-bbox="1218 228 2056 308">財産の有効活用など、自主財源の確保に積極的に取り組む。 (財政計画の策定、補助金等の見直し、独自財源の確保など)</p> <p data-bbox="1189 379 1520 408">エ 業務執行体制の整備</p>